

一般社団法人 日本ハンドボールリーグ

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ハンドボールリーグといい、英文ではJapan Handball Leagueと表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、公益財団法人日本ハンドボール協会の傘下団体として、日本ハンドボールの競技力向上、普及活動及び事業発展においてサステナブルな環境を構築することにより、豊かな日本スポーツ文化の確立、そして、社会連携、国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 ハンドボールのトップリーグに関する興行の主催事業
- 2 ハンドボール教室やイベントなどの開催事業
- 3 ハンドボール選手や指導者の育成及び派遣事業
- 4 放送等を通じたハンドボールの試合等の広報普及配信事業
- 5 ハンドボールをはじめとするスポーツ事業の運営、経営人材の養成及び活用
- 6 スポーツ施設の管理運営事業
- 7 ハンドボールに関する情報の提供事業
- 8 ハンドボール用具や被服等の販売事業
- 9 知的財産権の管理運営事業
- 10 ハンドボールに関する書籍等の紙面媒体、DVD等の映像媒体の企画、制作、販売事業
- 11 ハンドボールに関するキャラクター商品の企画、制作、販売事業
- 12 公式記録作成、諸規約制定、施設の検定及び用具の選定
- 13 前各号に掲げる事業に付随又は関連し目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員種別)

第6条 当法人を構成する社員は、次のとおりとする。

- 1 正社員 当法人の目的に賛同して入会し、理事会が承認したチームから構成される日本ハンドボールリーグ男子（以下「JHL男子」という）及び日本ハンドボールリーグ女子（以下「JHL女子」という）に所属するチームを保有する個人又は法人
- 2 特別社員 第23条第2項の規定により理事長に選定された者
- 2 前項各号の社員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。
- 3 当法人は、法人を構成する社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

（入会）

第7条 社員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

- 第8条 当法人の社員になろうとする者の入会金及び会費については以下のとおりとする。
- 1 正社員になろうとする者は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
 - 2 正社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
 - 3 特別社員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
 - 4 当法人が特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て社員から臨時会費を徴収することができる。

（任意退会）

- 第9条 社員は退会しようとする場合、理事会において別に定める退会届（以下「退会届」という）を、その退会希望日の1年以上前の2月28日までに、理事長に対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。なお、本項においてシーズンとは、毎年7月以降に行われる最初の公式試合の開催日から、翌年3月までに行われる最後の公式試合の開催日までの期間をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、社員は退会届を理事長に提出し、受領日をもっていつでも退会することができる。

（除 名）

- 第10条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、理事長が除名することができる。
- 1 当法人の定款又は規則に違反したとき。
 - 2 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反したとき。
 - 3 会費を6か月以上滞納したとき。
 - 2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員に対して、当該社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項により除名が決議されたときは、その社員に対し通知するものとする。

（社員の資格喪失）

- 第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 総社員が同意したとき
 - 2 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
 - 3 正社員については、JHL男子及びJHL女子のいずれのリーグにも所属しなくなったとき
 - 4 特別社員については、理事長を辞任若しくは退任し、又は解職されたとき
- 2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 当法人は、社員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正社員及び特別社員をもって構成し、各社員は各1個の議決権を有する。社員総会は一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 入会の基準並びに入会金及び会費に関する事項
- 2 社員の除名
- 3 理事及び監事の選任又は解任
- 4 理事及び監事の報酬等の額
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 6 事業計画及び収支予算に関する事項の承認
- 7 定款の変更
- 8 解散及び残余財産の処分
- 9 その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

- 2 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所とする。

(招集等)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに（書面投票又は電磁的方法による投票を認める場合は2週間前までに）書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、理事長が予め指名したものがこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及び本定款に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

- 1 社員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 事業の全部の譲渡
- 5 解散及び継続
- 6 合併契約の承認
- 7 その他法令又は本定款で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項及び第2項の規定の運用については社員総会に出席したものとみなす。

5 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を出席した社員の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該議案につき社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の社員総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 社員総会の開催日時及び場所
 - 2 社員の現在数
 - 3 社員総会に出席した社員の数（書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む）
 - 4 審議事項及び決議事項
 - 5 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
 - 6 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び社員のうちからその社員総会において選出された議事録署名人2名が、署名又は電子署名若しくは記名押印をする。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 法人に次の役員を置く。

- 1 理事3名以上15名以内
- 2 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。2名以内を副理事長または専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって当法人の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事その他理事会の決議によって当法人の業務を執行する理事として選定された者を同法91条1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事(清算人も含む)のうちには、それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号に規定する一定の特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより当法人を代表するとともに、その業務を執行し、副理事長、専務理事、常務理事その他の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事その他の業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- 1 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- 2 当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- 3 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- 4 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- 5 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 6 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- 7 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

8 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第22条に定める員数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後において、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。
 - 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引。
 - 3 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第30条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会に関する事項は、第5章に定めるほか、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務執行の監督
- 3 理事長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な使用人の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - ⑥ 本定款第30条第1項の定めに基づく一般法人法第111第1項の責任の免除

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

- 2 一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名する。

第6章 実行委員会

(実行委員会)

第38条 当法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。

- 2 実行委員会の組織、権限及び運営に関する規定は、理事会が定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、基金の拠出を社員又はその他の第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第40条 基金の募集、割当及び払込み等の手続に関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第41条 基金拠出者は、前条に規定する「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還手続き)

第42条 基金は、社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内において返還するものとする。

(代替基金積立)

第43条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、この代替基金については取崩しを行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
 - 2 事業報告の附属明細書
 - 3 貸借対照表
 - 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は定時社員総会で報告し、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会で承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置く。
 - ① 監査報告書

② 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(会計の原則)

第47条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従う。

2 重要な会計方針を変更する場合は、理事会でこれを承認しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第48条 当法人は、社員その他の者に対し剰余金の配分をすることはできない。

2 会員その他の者に対する剰余金の配分をする総会の決議は無効とする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第49条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併及び解散)

第50条 当法人は、社員総会の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡をすることができる。

2 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 法人の組織

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するために、当法人に事務局を置くことができる。

2 事務局には、業務を執行するため、必要な職員を置く。

(書類の帳簿及び備置き)

第53条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- 1 定款
- 2 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- 3 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- 4 社員総会で書面又は電磁的方法による議決権の行使をした場合の議決権行使書又は電磁的記録
- 5 社員総会の議事録（電磁的記録によるものを含む。）
- 6 書面決議等の同意書
- 7 理事会の決議を省略した場合の同意書（電磁的記録によるものを含む。）
- 8 理事会の議事録（電磁的記録によるものを含む。）
- 9 会計帳簿
- 10 計算書類又は附属明細書
- 11 監査報告書
- 12 その他法令で定める書類及び帳簿

第 1 1 章 情報公開

(情報の公開)

第 5 4 条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

第 1 2 章 顧 問

(顧問)

第 5 5 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について理事長または理事会の諮問に応じる。

4 顧問は無報酬とする。

第 1 3 章 附 則

(法令の準拠)

第 5 6 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(事業年度変更に関する経過措置)

第 4 4 条 (事業年度)の規定にかかわらず、第 5 期事業年度は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日までの 1 5 ヶ月とする。なお、本附則は、第 5 期事業年度終了後、これを削除する。

以上

(制定)

令和元年 1 0 月 2 4 日

(改定)

令和 3 年 6 月 3 0 日

(改定)

令和 7 年 3 月 2 6 日